

郵政民営化に関する政府の方針等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十六年七月三十日

参議院議長 扇千景殿

松井孝治

郵政民営化に関する政府の方針等に関する質問主意書

一 郵政民営化に関する政府の方針等に関する質問主意書

1 ユニバーサルサービス義務をどのように定義し、何をもつてユニバーサルサービスを課す条件とみなすかについて、政府の明確な見解をお示し願いたい。

2 郵便のみならず郵便貯金及び簡易保険についてもユニバーサルサービスを課すのか、課さないのか、何れの場合であつてもその理由と共に、政府の明確な見解をお示し願いたい。

二 小泉総理は本年一月二一日の衆議院本会議において「民営化是か非かは決着したと考えております。
(中略) これから、もう民営化是か非かじゃないです、民営化のためにどういう案がいいかということを、政府と一緒に取り組んでまいりたいと思います。」と発言し、政府として郵政公社の民営化を決定したことを表明した。それに関連してお尋ねする。

1 政府は何を目的に郵政公社の民営化を行おうとしているのか、見解を明快にお示し願いたい。
2 郵政公社の民営化によって国民生活にどのようなメリットが生じると考えているのか、見解を明快に
お示し願いたい。

3 政府は民営化の具体的な内容を定めずに単に「郵政公社を民営化する」ことのみを決しているが、このような政策決定のあり方は妥当なのか、政府の認識を明確にお示し願いたい。右質問する。